

令和4年6月8日（水）午後2時

大阪広域水道企業団
事業管理部 工務課 工務グループ
電話 06-6944-8025（直通）
FAX 06-6944-6874

工業用水道事業における配水管の漏水修理工事に伴う濁り水の発生について

当企業団の工業用水道事業において、令和4年4月より高石市内に布設している配水管から漏水が発生しているため、一部区間の通水を停止し配水管内部から漏水修理工事を行います。

工事期間中は、並行する配水管により継続して配水するため、受水事業所への断水は発生しませんが、通常、2系統での配水から1系統での配水となり、管内の水の流速が上昇し濁度の上昇が見込まれます。

このため、影響する受水事業所（152社）に対しては、事前に説明会を開催し、漏水修理工事への御理解及び御協力についてお願いした上で、下記のとおり漏水修理工事を行うこととしましたのでお知らせします。

なお、上水道（飲料水）への影響はありません。

記

- 1 漏水箇所
高石市高砂1丁目に布設している工業用水道管（口径1,000ミリ）
※府道大阪臨海線高石大橋北側の西側緑地帯内
- 2 漏水修理工事期間
開始：令和4年6月24日（金）午後10時00分
終了：令和4年7月15日（金）午前0時00分（予定）
※現場の状況、工事の進捗、水質の状況等により漏水修理工事期間を変更する場合があります。
- 3 受水事業所への対応
 - ・影響する受水事業所（152社）の内訳
堺市（6社）、高石市（19社）、泉大津市（30社）、和泉市（1社）、忠岡町（10社）、岸和田市（30社）、貝塚市（28社）、泉佐野市（17社）、田尻町（3社）、泉南市（8社）
 - ・工事の実施については、濁り水発生に伴いフィルター詰まり等の影響が想定されることから、最も濁度上昇が抑えられる時期とし、受水事業所の準備期間等を踏まえ、工事着手の約1か月前に説明会を行うなど、出来る限り影響を少なくするよう努めている。
 - ・同説明会では、漏水修理工事期間中の断水は発生しないが、当企業団の工業用水道事業給水条例で定める水質基準等（濁度30度以下）を満たさない可能性があるため、工業用水の使用に支障となる場合は受水を停止するよう依頼するとともに、工事期間中の水質（濁度）の状況をお知らせすることとした。
 - ・水質基準等を満たさない期間の料金は免除する。
- 4 添付資料
 - ・位置図及び管路図
 - ・条例及び同条例施行規程（一部抜粋）

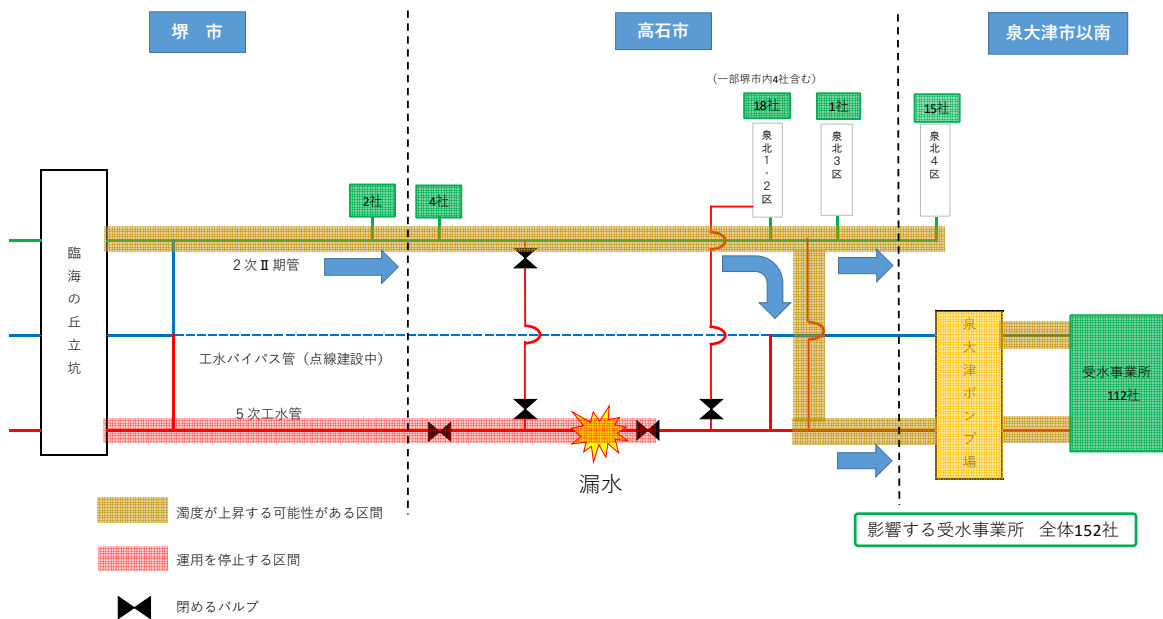
・位置図及び管路図

<位置図>



現場状況写真

<管路図>



・大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例及び同条例施行規程（一部抜粋）

<大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例>

（給水の原則）

第 14 条 企業団は、非常災害、工業用水道施設の損傷その他やむを得ない事情による場合又はこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止しない。

2 企業長は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び理由を使用者に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 企業団は、給水の制限又は停止により使用者が受けた損害について、その責任を負わない。

（水質及び水圧）

第 19 条 工業用水道により給水する工業用水の水質は、次の表に掲げる基準によるものとする。

項目	基準
濁度	30 度以下
水素イオン濃度	pH 値 6.0 以上 8.3 以下

2 配水管末の水圧基準は、49 キロパスカル以上とする。

（料金等の減免）

第 25 条 企業長は、特別の理由があると認めるときは、料金、使用料若しくは延滞金を減額し、若しくは免除し、又は負担金（給水施設の切断に係るものを除く。）を免除することができる。

<大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程>

（給水の制限又は停止の通知）

第 13 条 条例第 14 条第 2 項に規定する通知は、給水を制限し、又は停止しようとする日の 7 日前までに、各使用者に対して文書をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、あらかじめ使用者の定めた連絡担当責任者に対し、口頭で前項の通知を行うことができる。

（料金等の減免及び負担金の免除）

第 22 条 条例第 25 条の規定により特別の理由があると認めて料金、使用料又は延滞金を減額し、又は免除する場合は、次に掲げる場合とする。

（1） 企業団の工業用水道施設の損傷、災害その他給水上やむを得ない事情によって、工業用水の給水を停止又は制限した場合

（2） 使用者が、使用者の責に帰さない災害により、使用者の操業に要する設備等が被害を受けたことで操業が不可能となり、第 16 条第 2 号に基づき休止期間が 10 日以上となる使用の休止届を提出した場合。なお、この場合における減免の対象となる休止期間は 6 か月を上限とする。

（3） 第 13 条第 1 項による通知を行ったもののうち、停止期間が 12 時間を超える場合

（4） その他使用者の責に帰さない事由による場合であって、企業長が特に必要があると認めるとき。

2 （略）

3 前 2 項に定めるもののほか、料金等の減免及び負担金の免除に関し必要な事項は、別に定める。